

第26回参議院議員通常選挙臨時啓発事業計画

第1 趣 旨

有権者一人ひとりが今回の選挙の意義を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加する明るい選挙を実現することが大切である。

このため、有権者が自らの意思を正しく政治に反映させるための大切な機会であるとの認識のもと、「明るい選挙の推進」と「投票総参加」の呼びかけを重点とした各種の啓発事業を行うものとする。

また、期日前投票をはじめとした各種制度の内容等についても、周知徹底を図るものとする。

さらに、各種選挙における投票率の低下、特に若年層の低下が指摘されていることを踏まえて、啓発事業を行うものとする。

なお、本計画は、令和4年度香川県当初予算が議会で可決され、令和4年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生ずるものとする。

臨時啓発事業の内容は本計画を基本とするが、効果的な啓発となるよう不断の見直しを行い、必要に応じて変更するものとする。

第2 キャッチコピー（統一標語）

「伝えよう 自分の考え 未来のため」

第3 重点事項

1 明るい選挙の推進

有権者に対し、国政における参議院の役割についての理解を深め、候補者の人物や政見、政党等の政策を十分見極め、選挙の正しいルールを守って、主権者としての自覚を持って自ら進んで投票をするよう呼びかけるとともに、候補者や政党等に対しても、選挙の正しいルールを守り、政見や政策を正しく有権者に訴えるよう呼びかけ、明るい選挙を推進する。

2 投票総参加の推進

選挙は、国民が政治に参加する最大の機会であり、投票に参加することが主権者たる国民の権利であるとともに責務であることを呼びかけ、投票総参加を推進する。

3 投票制度等の周知

期日前投票制度及び郵便等投票制度など投票環境の向上のために創設された制度や国外における不在者投票や在外投票制度、新型コロナウイルス感染症による宿泊・自宅療養者等を対象とした特例郵便等投票制度について周知を行う。

また、連座制、政治活動に関する寄附の制限等公職選挙法や政治資金規正法による規制についても、候補者、政党及び有権者等に周知徹底を図り、明るくきれいな選挙を推進する。

さらに、前回から特定枠制度が導入されている比例代表選挙のしくみや投票用紙の色等の周知により、無効投票の減少を図る。

4 若年層を対象とした啓発

若者を中心とした有権者の政治離れ・選挙離れが憂慮されていることを踏まえ、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

5 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、親子連れ投票等子育て世代に対する啓発事業を実施する。

6 新型コロナウイルス感染症対策に関する周知

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、各市町の選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会と相互に緊密に連携し、感染対策や特例郵便等投票制度について周知を図る。

第4 臨時啓発事業の進め方

- 1 県及び市町の選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会と相互に密接な連携を保ちつつ、各報道機関や社会教育機関等の協力のもと全県的な啓発活動を展開するとともに、国や（公財）明るい選挙推進協会が行う事業とも連携を図るものとする。
- 2 県及び市町の選挙管理委員会は、各報道機関に対して、臨時啓発事業の実施状況や有権者への周知事項等に関する資料及び情報を積極的に提供し、県民の理解が深まるように努める。
- 3 県及び市町の選挙管理委員会は、選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下において執行する場合を考慮し、その場合でも実施可能な方法により啓発活動を展開するものとする。

第5 臨時啓発事業の内容

1 県が行う事業

(1) 特設サイトやSNSなどインターネットによる啓発

特設サイトを開設して、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度のしくみ・特例郵便等投票制度等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

併せて、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて、同様の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(2) テレビ・ラジオ・新聞による啓発

テレビ・ラジオ・新聞を通じて、投票日時及び投票制度等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加を呼びかける。広告による周知は、効果的なものになるよう、媒体・方法・回数等を検討するものとする。

(3) ポスター・チラシによる啓発

投票日等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけのためのポスター及びチラシを作製する。

ポスターについては、集客力のある大型小売店舗、若年層を中心に多くの人々が使用する鉄道・バスの車内や駅構内等に掲出するとともに、市町及び県の出先機関並びに大

学等の教育機関等に配布し、多くの人々の目に触れる場所への掲出を依頼する。

また、チラシのうち、一般配布用チラシについては、県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布するとともに、市町の協力を得て県内全戸に配布できるよう配慮する。親子連れ投票チラシについては、県内の小学校等の児童を通じてその保護者に一般配布用チラシを配布する際にあわせて配布する。

種 別	作製枚数 (予定)	掲示期間等 (予定)
一般掲示用ポスター	1,400枚	選挙期間中
車内・駅構内用ポスター	450枚	投票日までの12日～15日間
一般配布用チラシ	580,000枚	県内全戸配布 県内の小・中学校及び高等学校等の児童・生徒を通じてその保護者に配布
親子連れ投票チラシ	48,000枚	県内の小学校等の児童を通じてその保護者に配布

(4) 立看板・懸垂（横断）幕による啓発

投票日やキャッチコピー（統一標語）を表示した立看板・懸垂（横断）幕を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	設置数 (予定)	設置場所 (予定)	設置期間 (予定)
立看板	3基	県庁舎前・瓦町駅前広場	選挙期間中
懸垂（横断）幕	47流	市町庁舎・県広報船等	

(5) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

種 別	台数 (予定)	期間 (予定)
広報車	4台	投票日までの7日間
広報船	1隻	選挙期間中3日間

(6) ホームページバナーによる啓発

ホームページ広告用にバナーを作製し、県・市町ホームページ等に掲載して、香川県選挙管理委員会の参議院議員通常選挙特設サイトへのリンクを設定することにより、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(7) 公用車へのボディーパネルの貼付による啓発

県及び市町の公用車に投票日が記載されたボディーパネルを貼付することにより、投票日の周知を行う。

対 象	作 製 枚 数 (予 定)
県及び市町公用車	170枚

(8) 店内放送・レシート広告による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

(9) 県の広報媒体による啓発

県の広報媒体を活用し、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(10) 若年層を対象とした啓発事業

選挙権年齢の引下げに関し、若年層への啓発に重点を置いた啓発事業を実施する。

(11) 子育て世代に対する啓発

親子連れ投票チラシ配布など子育て世代啓発事業を実施する。

(12) 新型コロナウイルス感染症対策

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、感染対策や特例郵便等投票制度について、市町等関係者の協力も得ながら、上記の各種媒体等を通じて周知を図る。

(13) その他

市町（選挙管理委員会、市町教育委員会等）などの協力を得て、各種啓発を行う。

2 市町が行う事業

(1) 広報車・広報船による啓発

広報車・広報船により投票日等の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(2) 広報誌等による啓発

市町の広報誌等を積極的に活用して、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。

(3) 立看板・懸垂（横断）幕等による啓発

キャッチコピー（統一標語）を活用した立看板・懸垂（横断）幕等を設置し、投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行う。

(4) 防災行政無線による啓発

投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進及び投票総参加の呼びかけを行う。また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

(5) 啓発チラシの配布による啓発

選挙期間中において、投票日・投票時間・選挙権年齢の引下げ・期日前投票制度等の周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけを行うために、啓発チラシ（一般配布用チラシ）について、各市町の実情に即した方法で、全戸に配布できるよう配慮する。

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

選挙を新型コロナウイルス感染症の影響下で執行する場合には、上記の各種媒体を通じて感染対策や特例郵便等投票制度について周知を図る。